

この返信ハガキを点線で切り取り、各項目にご記入の上、郵便ポストに投函してください。
切手は不要です。(八月日()必着)

郵便はがき

231-8790

017

横浜港支店承認

7235

差出有効期限
平成25年9月
30日まで

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市民局

窓口サービス課住居表示担当 行



【泉区和泉町の住居表示の検討について】

○住居表示では、まず、道路や河川などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します。新しい町の中は、道路や河川などを境にした街区に分けて、「街区番号」をつけます。次に、街区内の建物に一定のルールで「住居番号」をつけます。住居表示による新しい住所は、「街区番号」と「住居番号」で表します。

【現在の住所】 横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地○○

【住居表示後の住所】 横浜市 泉区 (新しい町名) ○丁目 ○番 ○号
(街区番号) (住居番号)

- 皆様のお住まいの地域には、同番地が多い、隣近所で住所が大きく違うなど、住所が混乱しているところがあります。そこで、住居表示を実施して住所を分かりやすくしようと、平成22年10月に「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。現在、地域の代表者など18人の委員で、住居表示の実施により新設する町の境界や町名について検討しています。
- このアンケートは、「泉区和泉町第三次地区以降」内にお住まいの方及び事業所にお配りしています。

【アンケート結果の取り扱いについて】

- 本アンケートは、泉区和泉町第三次地区以降の住居表示検討に際して、実施方法に関するお住まいの方等の意向を把握し、泉区和泉町住居表示検討委員会における検討の資料とすることを目的とします。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で実施方法についての最終案を決定します。
- アンケートの回答は、このチラシ内の返信ハガキのみを有効とします。
- 検討委員会の検討内容やアンケートの結果は、横浜市ホームページに掲載するほか、チラシの配付によりお知らせする予定です。
- アンケートに書かれた個々のご意見やご要望について回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】 泉区和泉町住居表示検討委員会
(事務局) 横浜市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

泉区和泉町住居表示第三次地区以降の 実施方法に関するアンケート

泉区和泉町では、住居表示の実施（住所の変更）に向けた検討を進めています。皆様がお住まいの地域*（裏面参照）についても、住居表示実施に向け、順次検討を進めています。和泉町住居表示第三次地区以降（平成26年～平成29年実施予定）は、長後街道の南北に位置しており、一体で検討することで町名を含め全体的な統一感を持って進めていくことになりました。

検討委員会では、今後の町名について「和泉中央」を用いて方位で表すことで意見が一致していますが、その実施方法についてアンケートを実施し、実際にお住まいの皆さまの意見を伺いながら検討を進めていくことになりました。

アンケートの回答方法

第三次地区以降の実施方法として、ふさわしいと考えるものをご記入ください。

【町名について】

町名は「横浜市住居表示整備要綱」により、「歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの」とし、「全市を通じて同一町名、類似町名は避ける」こととしています。

町名候補は、泉区和泉町住居表示検討委員会において選定を行いました。第三次地区以降は、地理上まとめて議論していく必要があるとの意見が多く「和泉中央」を用いて方位で表す標記が望ましいとの意見が多くあり、今回の実施案となりました。

1 泉区 和泉中央（南北） ○丁目 2つ案

（候補とする理由：幹線道路である長後街道南北で分けることで、簡明で分かりやすく示した案）

2 泉区 和泉中央（東西南北）○丁目 4つ案

（候補とする理由：実施範囲が第一次地区及び第二次地区と同様の規模となるよう示した案）

3 その他、ふさわしと思う町名や実施方法があれば自由に記入してください

4 検討委員会に一任します

記入いただいた返信ハガキを点線で切り取り、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）

締め切り 8月 日（ ）（必着）

泉区和泉町住居表示第三次地区以降の実施方法に関するアンケートについて

住居表示検討委員会では、泉区和泉町住居表示第三次地区以降（平成26年～平成29年実施予定）の実施方法について、実施範囲を2つに分ける案（案1）、4つに分ける案（案2）について、お住まいの皆さまにアンケートを実施して意見を伺い、今後の検討資料にすることとしました。

アンケート回答欄にふさわしいと思う実施案について○をつけていただき、返送（切手不要）ください。

案1
2つに分ける案

理由：幹線道路である長後街道南北で分けることで、簡明で分かりやすく示した案

案2
4つに分ける案

理由：実施範囲が第一次地区及び第二次地区と同様の規模となるよう示した案

案1の場合、一丁目から六丁目程度の町ができることになります

案2の場合、一丁目から三丁目程度の町ができることになります

実施方法アンケート回答

第三次地区以降の実施方法として、ふさわしいと思う方法に○をつけてください

- 1 泉区 和泉中央（南北）○丁目（案1）
- 2 泉区 和泉中央（東西南北）○丁目（案2）
- 3 その他、ふさわしいと思う町名や実施方法があれば自由に記入してください

（ ）

- 4 検討委員会に一任します

*実施範囲は、平成25年7月時点の案であり、今後の開発状況によって変更する場合があります。
*案1及び案2どちらの場合でも、4か年（平成26年～平成29年）かけて実施することになります。

今後の検討スケジュールについて

日付	内容	備考
5月中旬	第 17 回検討委員会 ・第三次から第六次地区の実施区域（・エリア境界）について ・第三次（・第四次）地区の町界について ・町名アンケートについて	【各連合での検討】 （・町名アンケートについて）
6月下旬	第 18 回検討委員会 ・実施区域（・エリア境界）の決定 ・第三次（・第四次）地区の町界について ・アンケート方法の決定	○現地調査 ・第三次（・第四次）地区の町界
7～8月	町名アンケートまたは周知チラシの配付	
9月上旬	第 19 回検討委員会 ・各エリアの町名・エリア分けの決定 ・第三次（・第四次）地区の町界の決定	
10月中旬	案の地元説明会開催のお知らせ チラシの配付	
11月中旬	案の地元説明会	
12月中旬	第 20 回検討委員会 ・「案の地元説明会」の報告 ・新町界・町名案の決定	